

【参考資料】

調布市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市都市公園条例 昭和53年4月1日条例第11号 (運動施設の敷地面積の上限) 第3条の7 都市公園法施行令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。<u>ただし、調布市防災・スポーツレクリエーション推進地区内における建築物の制限の緩和等に関する条例（令和8年調布市条例第 号）第3条に規定する対象区域内の都市公園にあつては、100分の70とする。</u></p>	<p>○調布市都市公園条例 昭和53年4月1日条例第11号 (運動施設の敷地面積の上限) 第3条の7 都市公園法施行令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。</p>

附 則

この条例は、調布市防災・スポーツレクリエーション公園地区内における建築物の制限の緩和等に関する条例（令和8年調布市条例第 号）の施行の日から施行する。